

電子契約サービス利用規約

第一章（総則）

1. 本規約の目的

- 電子契約サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）は、電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用する際に遵守していただく事項、および電子署名による契約の締結、決算書等を電磁的方法で提出するために必要な事項を定めたものです。
- お客様が本サービスを利用する場合には、本規約の内容を確認のうえ、その各条項が適用されることに同意し、本サービスを利用するものとします。なお、各個別取引については、各契約条項等に従ってください。

2. 定義

本規約において、以下の用語は、次の意味で使用します。

- (1) 電子契約
書面への署名、押印に代えて本サービスの電子署名により契約を締結することをいいます。
- (2) お客様
本サービスの提供機能を利用して電子契約を行う者（個人または法人）をいい、契約成立後の契約者、署名者を含みます。

3. 本サービスの提供機能

- (1) 電子契約サービスとは、碧海信用金庫（以下、「当金庫」といいます）とお客様の間で、電子署名による契約締結や契約内容の確認・閲覧等（以下、「閲覧等」といいます）および決算書等を電磁的方法で提出（以下、「書類提出機能」といいます）を行うサービスです。
- (2) 本サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社（以下、「セコム」といいます）が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」（以下、「システム」といいます）を利用して提供されます。
- (3) 本サービスは、署名用電子証明書の発行、失効手続を行う機能、電子署名とタイムスタンプを付与する機能、電子署名済み文書を保管する機能などから構成されます。電子契約書などの保管データおよび電子契約に利用する署名用電子証明書並びに秘密鍵は、システムを通じてセコムのデータセンターで安全に保管されます。また、お客様と本サービスおよび当金庫と本サービスとの間の通信は、すべて暗号化された安全なものとなります。なお、本サービスは、各段階において二要素認証を実施することにより、お客様のみが所有する認証要素（ユーザーID・パスワード、ショートメールで通知されるワンタイムパスワード、電子署名時の署名用 PIN コード）の適切な組み合わせがないと利用できないよう厳格に管理されています。

第二章 電子契約の締結

4. 電子契約の実施

- (1) お客様から取引申込を受けた当金庫は、その内容を精査したうえで承諾する場合、電子契約による契約書を作成し本サービスに登録を行います。
- (2) 契約書が本サービスに登録されたときは、本サービスから電子メールでお客様にその旨が通知されます。
- (3) お客様は、本サービスにログインし、契約書の内容を確認のうえ、電子署名をしてください。
- (4) 当金庫は、お客様による電子署名が有効になされたことを確認いたします。
- (5) 契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、当金庫所定の手続に従うものとします。
- (6) 本サービスで使用する署名用電子証明書は、セコムが運営する発行局が発行します。

5. お客様の意思に基づく契約

- (1) 当金庫は、お客様が本サービスを利用して電子契約を行った場合には、本サービスを適切に利用して電子契約が締結されたものとして処理します。
- (2) お客様による本サービスの利用は、本人の意思による利用行為として処理いたします。
- (3) お客様の秘密鍵を使って本規約通りに電子署名が行われた場合には、いかなる場合でも当金庫は、お客様が電子署名を行ったものとみなします。

6. 契約の効力

- (1) 契約に必要な電子署名がなされた場合には、その署名の完了をもって契約の成立とします。
- (2) お客様は、成立した電子契約による契約は、従来の紙の契約書による契約と同等の法的効果を持ち、履行義務その他の効力において、従来の契約と差が無いことを承諾します。
- (3) 本サービスが終了し、または署名用電子証明書が失効した場合でも、署名用電子証明書が有効である間に本サービスを利用して締結された電子署名による契約は影響を受けることはありません。

第三章 お客様の義務および責任

7. お客様の義務

- (1) お客様は、本サービスを利用するに際して、以下の義務があることを承認します。
 - ① 本サービスを利用する場合は、「電子契約サービス利用申込書兼同意書」（以下、「利用申込書」といいます）に必要な事項を記載の上、当金庫に届け出るものとします。
 - ② お客様は、利用申込書に記載した内容に変更があった場合は、直ちに当金庫に対して、変更の届出を行うものとします。
 - ③ お客様は、利用申込書に記載した内容に誤りがある場合は、正確な情報を当金庫に届け出るものとします。
 - ④ お客様は、パスワード等（ユーザーID、パスワード、署名用 PIN コード、ワンタイムパスワード）や署名用電子証明書その他の関係データを、適正、厳格に管理し、権限のない他人に利用されないようにしなければなりません。
 - ⑤ お客様は、パスワード等が第三者に漏えいし、または漏えいした可能性がある場合、または電子署名者権限の喪失（退職、解任等）が生じた場合は、直ちに当金庫に対して届け出るものとします。お客様からの届出を受けて、当金庫所定の方法により、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。
 - ⑥ お客様は、本サービスにおける電子契約手続などが確実に遂行されるように、環境整備を行い、端末（端末とは、本サービスを使用するスマートフォン、その他本サービスが対応する電子装置を意味します。）のメンテナンスなどを行うものとします。
 - ⑦ お客様は、端末へのセキュリティソフトの導入等セキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。
 - ⑧ お客様が本サービスに登録したメールアドレスまたはショートメール用電話番号を変更した場合に、変更の届出を行わなかったときは、当金庫が従前のメールアドレス等に宛てて発信した通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、お客様において当該メールアドレス等を受信できなかったことにつき、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。

- (2) 第 1 項各号の義務を遵守しなかったことにより発生した一切の不利益についてはお客様がその責任を負い、当金庫は責任を負わないことを、お客様は承諾するものとします。

8. 利用環境の整備

- (1) 本サービスにおいて、お客様の電子署名は、お客様が準備した端末を使用するものとします。お客様は、当該端末を自己の負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。なお、本サービスの利用においては、「23. 本サービスの動作環境」に記載の動作環境を準備する必要があります。
- (2) 本サービスを利用する場合、端末がインターネット等の通信経路に接続されている必要があります。お客様は、お客様の負担および責任においてインターネット等が利用できる環境を整えるものとします。ただし、当金庫所定の環境やインターネット等の環境が備わっていても、お客様固有の設定がなされている場合等の事情により、端末が適切に作動しないことがあります。
- (3) 本サービスは原則として日本国内でのみ利用できるものとします。本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情について、お客様の責任で事前に確認するものとしますが、本サービスを適切に利用できないことがあります。
- (4) 本サービスの利用時間は、当金庫所定の時間内とします。詳しくは、当金庫までお問い合わせください。この利用時間は、事前に通知することなく変更する場合があります。
- (5) 天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部が接続できなくなり、本サービスが提供できなくなる場合があることを、お客様は承諾するものとします。
- (6) お客様が端末にダウンロードした電子署名済みのファイルは、当該ファイルに付されたタイムスタンプの有効期間内でのみ、当該ファイルの存在および内容の真正性が担保されます。
- (7) 本サービスのタイムスタンプに利用する暗号技術は、電子政府推奨暗号リストを採用しており、タイムスタンプの有効期間も当該電子政府推奨暗号リストを参考に設定しています。ただし、暗号技術の脆弱化によってタイムスタンプの有効期間が予め設定した期間よりも短くなる可能性があることを、お客様は承諾するものとします。
- (8) 前各項の事情が生じたことにより、お客様に損害が生じたとしても、お客様は当金庫に何ら責任を求めないものとします。

9. 本サービスのシステム制限

- (1) 当金庫は、本サービスの提供に際し、適切に管理措置を講じるものとします。
- (2) お客様の端末およびインターネットが正常に稼動する環境については、お客様の負担および責任において確保してください。当金庫は、お客様の端末およびインターネットが正常に稼動することについて保証するものではありません。
- (3) 本サービスとお客様との通信は、お客様のシステム環境およびインターネットの混雑状況等により大幅に時間を要する可能性があることを、お客様は承諾するものとします。
- (4) お客様から送信されたデータの処理にあたり、本サービスの提供に著しい影響を及ぼす可能性がある場合と当金庫が判断した場合、当金庫は、一時的に処理を停止または処理速度を落として処理することがあることを、お客様は承諾するものとします。

第四章 本サービスの利用申込み

10. 利用申込み

- (1) お客様は、本サービスを利用しようとする場合、本規約に同意のうえ、「利用申込書」にご本人が確認できる書類を添えて当金庫に提出し、申込みするものとします。また、かかる申込みと同時に、次の各号に定める事項を当金庫に届け出ていただきます。
 - ① 電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名することにより、当金庫に対し契約を締結することができる権限を有する者の氏名、住所並びにメールアドレスおよび SMS が利用可能な電話番号（以下、「ショートメール用電話番号」といいます）
 - ② その他当金庫所定の届け出事項
- (2) 当金庫は、本サービスの利用申込を承諾する場合は、お客様ごとに発行されるユーザーID、パスワード並びにメールアドレスおよびショートメール用電話番号を登録するためのウェブページのURLが記載された書面を交付します。お客様が当該ウェブページにアクセスし、メールアドレスおよびショートメール用電話番号等を登録後、当金庫が承諾（以下「ユーザー登録完了」といいます）時点から本規約が適用されるものとします。ユーザー登録完了した場合、お客様が届け出たメールアドレス宛に電子メールを送信します。
- (3) お客様が提出する利用申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて利用申込書の提出を要するものとします。この場合、当金庫は、既に提出された記載に不備がある利用申込書を返送・廃棄等により処分できるものとします。また、本サービスの利用申込に際して不足書類がある場合には、当金庫から別途提出をお願いすることがあります。書類の提出がない場合には本サービスは利用できません。
- (4) 本サービスの利用申込時に提出する「電子契約サービス利用申込書兼同意書」に押印された実印または使用する旨届け出られた印章による印影が付された書類については、お客様本人の意思を表示したものとみなされるものとします。
- (5) 本サービスへの登録に際し、電子契約システム上の制約（文字種、文字制限等）により、運転免許証や在留カード等の公的書類通りに氏名等の登録ができない場合、お客様は、代替文字（常用漢字・新字体等）での登録や氏名の一部省略（ミドルネームの省略等）に同意するものとします。
- (6) 前項に基づき登録された内容（以下、「登録氏名等」といいます）をもって、本サービスにおけるお客様の氏名として有効に取り扱うものとし、お客様は登録氏名等により発行された署名用電子証明書の有効性について異議を述べないものとします。

11. 電子証明書

- (1) お客様は、電子証明書の発行を当金庫に委託し、当金庫を介して申請するものとします。
- (2) お客様は、当金庫と電子証明書の発行機関であるセコムとの間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲でお客様の個人情報相互に提供・利用されることに承諾するものとします。
- (3) お客様は、下記の電子契約書ポリシーの諸条件を承諾し、許可された用途にのみ電子証明書を使用できるものとします。
<セコムパスポート for Member 2.0 PUB 電子証明書ポリシー>
<https://repol.secustrust.net/spcpp/pfm20pub/PfM20PUB-CP.pdf>
<SECOM パブリックトラスト証明書ポリシー/認証運用規程>
<https://repol.secustrust.net/spcpp/publicly-trusted-cpcps/>

12. 本人確認および電子契約手続

お客様が電子契約を締結しようとする場合には、本サービスは、以下の手順に従って本人確認および電子契約手続を行います。

- (1) 電子契約システム上において、お客様専用のログイン URL を確認します。
- (2) 電子契約システム内で署名者のメールアドレス、ショートメール用電話番号の登録を行います。
- (3) メールアドレスの確認後、お客様が登録したショートメール用電話番号宛に本人認証用のワンタイムパスワードが通知されます。お客様は通知されたワンタイムパスワードを画面入力します。電子契約システムは、通知されたワンタイムパスワードと入力されたワンタイムパスワードが一致することを確認します。
- (4) 電子契約システム上において、お客様が本サービスのログイン画面に入力するユーザーID、パスワードを正式登録します。

- (5) (4)の登録が完了し当金庫が内容確認後ユーザー登録完了となり、電子メールでユーザー登録完了通知が届きます。メール内のログイン URL から本サービスにアクセスし、ユーザーID、パスワードを入力してログインすると、認証用のワンタイムパスワードがショートメール用電話番号宛に通知されますので、ワンタイムパスワードを入力します。これにより、電子契約システムは登録した本サービス登録時のユーザーID、パスワードと照合し、一致することを確認します。
- (6) 本サービスにログイン後、契約書等を確認のうえ同意すると、電子署名のためお客様が登録したショートメール用電話番号宛に認証用のワンタイムパスワードが通知されます。お客様は通知された電子署名用の認証コードを画面入力します。電子契約システムは、通知された認証コードと入力された認証コードが一致すると電子契約の締結となります。

13. 電子契約の保管、確認等

- (1) 電子契約による契約書は、本サービス内に安全に格納、保管されます。電子署名の有効性を長期にわたり確認できるようにするために、お客様が付した電子署名に加え、当金庫の電子署名およびタイムスタンプが付され保管されます。本サービスでは保管された署名済みの契約書ファイルにタイムスタンプの有効期限切れの前に、自動で新しいタイムスタンプを追加し有効性の延長を行います。
- (2) 当該電子契約の契約書の原本は、本サービスに保管された電子署名、タイムスタンプの付されたデータとします。当該原本データは、契約の締結後に関連法令（電子帳簿保存法等）に基づき電子契約システム内で保管されるものとします。
- (3) お客様は、いつでも成立した契約書を閲覧し、契約書の複製をダウンロードすることができます（ただし、ユーザーID、パスワードが無効化した場合は当金庫所定の手続に従うものとします）。お客様により契約書がダウンロードされた場合でも当該ダウンロードされた契約書は副本になり、原本は、本サービスに保存されているオリジナルデータそのものであることとします。

14. 署名用電子証明書失効手続および証明書の再発行

- (1) お客様のユーザーID、パスワード、署名用PINコード等が第三者に漏えいし、もしくは漏えいした可能性がある場合、お客様は、速やかに当金庫までその旨届け出てください。お客様からの届出を受けて、当金庫において、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。
- (2) 前項の届出は、当金庫所定の書類を当金庫の窓口へ提出する方法によることを原則としますが、電話での届出も可能とします。
- (3) お客様が本サービスを利用しなくなった場合には、当金庫まで届け出てください。当金庫においてお客様のユーザーIDを削除する手続を行います。
- (4) 前各項による署名用電子証明書の再発行は、新たに利用申込書をご提出ください。

第五章 書類提出機能

15. 書類提出機能

- (1) お客様は、書類提出機能を利用して、当金庫に対し決算書のPDF等の電子データ（以下、「提出データ」といいます）を提出できるものとします。なお、当金庫がこれらのデータの原本提出を求めた場合には、お客様は速やかに応じるものとします。
- (2) お客様は、提出データが確定申告書等の原本と同一であることを保証するものとします。
- (3) お客様は、提出データが低解像度や破損等により当金庫が読み取れない事象が発生した場合、再提出を求めることがあることを承諾し、これに速やかに応じるものとします。
- (4) 当金庫は、提出データを以下の目的で利用します。
 - ① 融資、その他取引の審査および事後管理のため
 - ② 適切な金融サービス、商品等のご提案のため
 - ③ その他、当金庫の個人情報保護宣言に定める利用目的の範囲内
- (5) 当金庫は、法令に基づく場合を除き、利用者の同意なく第三者にデータを提供しないものとします。
- (6) お客様は、当金庫が提出されたデータの返還・返却を行わないことについて承諾します。
- (7) 書類提出機能は、本サービス利用者全員が利用可能であり、実際の利用の要否はお客様が判断するものとします。また、原則として本機能だけの解約はできないものとします。
- (8) お客様は、当金庫からの決算書等の提出依頼に関する電子メールが、本サービスに利用登録したメールアドレス宛に送信されることに承諾します。

16. 代理人による書類提出

- (1) お客様は、指定した代理人に決算書のPDF等の電子データの代理提出を依頼することができます。ただし、電子署名（契約締結）の権限を代理人に委譲することはできません。
- (2) 代理提出を行う場合、お客様は本サービスの電子契約システム上で、代理人登録を行うものとします。なお、代理人の変更や廃止等の管理については、お客様が電子契約システム上の代理人登録により管理するものとします。
- (3) 代理人がお客様に代わって代理提出を行う場合、本規約はすべての当該代理人に準用されるものとし、代理人が本サービスを利用したことをもって、代理人は本規約について同意したものとみなします。
- (4) 当金庫は、代理人から受領した提出データについて、お客様が代理提出を委任した否かにかかわらず、お客様の委任に基づき代理提出されたものとして取り扱います。
- (5) 代理人は、お客様が代理人登録時に指定したメールアドレス宛に書類提出に関する依頼が電子メールで送信されることについて承諾します。
- (6) 代理人が本規約の違反および義務を履行しなかった場合、お客様は代理人と連帯して責任を負うことを承諾します。

第六章 諸規約

17. 口座振替

- (1) 電子契約サービスの利用にあたり、当金庫所定の手数料は原則として、電子署名を行った契約書に記載の返済用預金口座から引き落とすものとします。本手続については、当座勘定規定、普通預金規定に基づく小切手の呈示、普通預金通帳および同払戻請求書の提出等、契約書のなすべき手続を行うことなく引き落としのうえ支払いに充当し、本取扱によって生じた損害等はおお客様の負担とします。
- (2) お客様は、電子署名を行った契約書に記載の口座振替および自動支払等に関する各条項が適用されることを承認し、前項同様に本取扱によって生じた損害等はおお客様の負担とします。

18. 停止、解約等

- (1) お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止、署名用電子証明書を失効することができるものとします。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはその他これらに類する法的整理手続の開始の申立があった場合
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - ③ お客様の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申立があった場合

- ④ 前3号のほか、お客様の信用状態に著しい変化が生じたとき当金庫が判断した場合
- ⑤ 解散その他営業活動を休止した場合
- ⑥ お客様に相続が発生した場合
- ⑦ 住所変更の届け出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当金庫にお客様の所在が不明となった場合
- ⑧ お客様が不正な取引を行ったとき当金庫が判断した場合
- ⑨ お客様が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当金庫が判断した場合
- ⑩ 本規約、信用金庫取引約定書その他お客様が当金庫との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
- ⑪ 本サービスで利用するIDの有効期限が到来した場合
- ⑫ 前各号で定めるもののほか、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合
- (2) 前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。なお、本サービスの利用契約解約の効力は、当金庫が解約手続を完了したときに生じるものとします。
- (3) お客様が本サービスを利用しなくなった場合には、当金庫に書面で解約を届け出るものとします。
- (4) 当金庫が第2項により解約手続を完了させて本サービスの利用契約を解約した場合、当金庫はお客様に対してその旨の通知を要しないものとします。
- (5) 前記各項により本サービスの利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。

19. 免責事項

次の各項の事由により本サービスおよび本サービスを経由する他商品サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、当金庫が賠償責任を負う場合であっても、当金庫に故意または重過失がある場合を除き、その範囲は直接かつ通常の損害に限られるものとします。

- (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または当金庫利用の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、営業店備付タブレット端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫の責によらない事由によりパスワードその他の本人確認手段や取引情報などが流出したとき
- (4) 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当金庫の責によらない事由が発生したとき
- (5) お客様の通信機器・回線・端末等に障害が発生したとき
- (6) お客様が、当金庫所定の操作方法以外の操作を行ったことにより障害が生じたとき
- (7) 当金庫の責によらない事由により本サービスが利用できないとき
- (8) お客様の申請内容に誤りがあったときや、お客様が申請内容の速やかな変更・解約を怠ったとき
- (9) 書類提出機能において、お客様の通信環境や端末の設定、またはファイルの破損等により、提出書類が正常に当金庫へ到達しなかったとき

20. 反社会的勢力の排除

- (1) お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客様が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様が本サービスの利用を継続することが不適切である場合、本サービスの利用を停止します。
- (4) 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、お客様は当金庫になんらの請求を行わないことを承諾します。また、当金庫に損害が生じたときは、お客様がその責任を負うことを承諾します。

21. 本サービスの変更等

当金庫は、本サービスまたは本規約の内容を、何時でも任意に変更できるものとします。

その場合、変更を行う旨および変更後の規約の内容およびその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭提示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

お客様は、利用規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとします。

22. 個人情報

当金庫は、お客様が本サービスにおいて届け出た個人情報およびお客様が本サービス上に入力した個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報）を当金庫ホームページの下記URLに掲載されている個人情報保護宣言に基づき取り扱うものとします。

<碧海信用金庫 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）>

<https://www.hekishin.jp/kojinjoho/privacy.php>

23. 本サービスの動作環境

- (1) 本サービスを利用するにあたり必要となるインターネット等の利用可能な環境およびSSL（TLS1.2以上）暗号通信に対応したWebブラウザ
- (2) Webブラウザは以下のブラウザに対応しています。
 - ・Microsoft Edge（Chromium版）最新版（推奨）
 - ・Google Chrome 最新版

- ・ Mozilla Firefox 最新版
 - ・ Safari 最新版
- (3) PDF 閲覧ソフト (Adobe Reader を推奨)
※Web ブラウザ、PDF 閲覧ソフトはメーカーサポート対象のバージョンをご利用ください。

24. 準拠法・合意管轄

本規約の契約準拠法は日本法とします。本規約等に関して訴訟の必要を生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2026 年 12 月現在)

[用語説明]

【電子署名】

電子ファイルに付与する電子的な証拠をいい、紙の契約書における署名押印と同様の意味を持つものです。電子署名を用いることにより、確かにその本人が行ったことと、データが改ざんされていないことを証明します。

【タイムスタンプ】

電子ファイルに付与する電子的な時刻情報をいいます。タイムスタンプが付与された時点で電子ファイルが確実に存在していて、付与した時点以降、改ざんされていないことを証明する情報となります。

【署名用電子証明書】

署名用電子証明書は、電子署名を行った際に電子契約書ファイルに添付されます。

紙の契約書の場合において添付する印鑑登録証明書に代わるもので、電子署名済みの電子契約書ファイルに添付されており、電子署名の有効性を確認する時に使います。

公開鍵暗号方式にて、お客様の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために認証局から発行される電子的な証明書で「公開鍵証明書」ともいいます。本サービスではお客様に対して署名用電子証明書を発行します。

【秘密鍵】

電子署名用証明書に格納された公開鍵と紐づく暗号鍵をいいます。秘密鍵は電子署名用証明書所有者（名義人）のみが利用するもので、他人が利用できないように厳格に管理する必要があります。電子署名用証明書の秘密鍵は、電子署名に用います。電子署名用証明書およびその秘密鍵は、証明書ファイルとして本サービスに保存されます。

【認証局】

電子署名用証明書の発行と失効等を行う機関をいい、電子署名用証明書発行のために審査・登録を行う登録局、電子署名用証明書を発行する発行局、リポジトリ※などから構成されます。本サービスにおける認証局はセコムが運営・提供しています。当金庫は認証局であるセコムから委託を受けて登録局として電子署名用証明書発行のための審査・登録業務を担当し、セコムが発行局として電子署名用証明書の発行を行います。

※リポジトリ

認証局の構成要素の 1 つで認証局の情報を公開するデータベースです。Web 上に認証局の運用規定や証明書の失効情報を公開しています。

【署名用 PIN コード】

署名用電子証明書と一対になった秘密鍵を利用するための電子署名用の認証コードをいいます。契約締結の電子署名を行う際に、本サービスに保存されている署名用の暗号鍵を利用するために入力し、電子署名用証明書の認証コードと一致した場合のみ電子署名が可能となります。

【電子政府推奨暗号リスト】

総務省および経済産業省にて策定された推奨される暗号方式のリストをいいます。